

告示

埼玉県告示第九百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目三番六号

株式会社ホンダカーズ埼玉 代表取締役 若尾佳生

ロ 敷地の位置

埼玉県和光市本町四千四百二十九番四十八

ハ 建築物の用途

自動車整備工場、自動車販売店舗、事務所

二 意見の聴取の期日

平成二十七年八月二十三日（日）

午前十時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県和光市中央一丁目七番二十七

中央公民館 二階 講義室一